

計画相談支援における相談援助

○ 一般社団法人 友愛 伊藤幸子 (003851)

計画相談支援 相談援助 障がい

1. 研究目的

2006年施行された障害者自立支援法では、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害をもつ人が普通に暮らせる地域社会の実現を目的として、相談支援事業を市町村および都道府県の責務として位置付け、サービス利用計画作成を個別給付化した。つまり、障害をもつ人が地域（施設や病院でない場所）で暮らすために、ケアマネジメントの手法を使って地域に点在している福祉サービスが利用できるよう支援する、サービス利用計画を作成することになったのである。その後の法整備により、相談支援事業が体系化された。相談支援とは、①特定相談支援、②一般相談支援であり、①特定相談支援とは、計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）、基本相談支援と位置付けられた。また、②一般相談支援とは、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、基本相談支援である。計画相談支援におけるサービス等利用計画作成のポイントとして、エンパワメントの視点、アドボカシーの視点、トータルな生活支援、連携、サービス担当者会議、ニーズ中心の計画、中立公正、QOLの向上があげられている（相談支援専門員協会 2012：1-9）。また、指定計画相談支援の具体的取り扱い方針において、その責務に対する留意点に関して、アセスメントに際し、相談支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、支援する上で解決すべき課題について把握することが求められ、これらを行うためには、面接技法について、研鑽を積まなければならないとある。したがって、相談支援専門員は、業務を実施する際において、相談援助の技術およびケアマネジメントの知識等が求められると理解できる。本研究では、筆者が日々実践をする計画相談支援に焦点をあて、その過程の中で実施する相談援助について、具体的に考察を進めたい。

2. 研究の視点および方法

相談支援専門員として活動する筆者の実践を振り返ることによって、そこで用いた相談援助について考察する。筆者が、日々利用者と出会い、支援を実践する過程について、少しの事例を引きながら紹介する。また、本研究は、「社会的場において何が問題であるかの判断を的確に行うのはそこにいる人たち」（木下康仁 1997：64）であるとする木下の考えを研究の視点と据えている。

3. 倫理的配慮

- ①引用文献について原著者名・文献名・出版年・引用箇所・URLを明示した。
- ②本研究は自験例の事例を使用しているため、当事者を特定できないよう匿名化した。また、当事者には事前に事例使用の趣旨を文書で説明し、承諾を得た。

4. 研究結果

エンパワメント：A氏の場合、物がたくさんあふれて、30センチ四方の座る場所さえ確保できなかった。しかしながら、その自宅を、ホームヘルプサービスの導入によって、床の絨毯が見え、空間が広がり住環境を大きく変化させることができた。現在は、A氏が大切にしている手品を利用して社会参加できないかと検討しており、筆者がスマートフォンでA氏が手品を披露する様子を撮影している。A氏は、面談中は寝転がっていることが多いが、手品の際は立ち上がり、表情も引き締まっている。現状では、その動画を筆者が知る児童館や通所サービスの利用児に見てもらうことを、A氏とともに模索している。

自己決定を支える（岩間 2000：26）：B氏との関わりは、グループホームからの無断外泊であった。家に帰りたいたするB氏の思いを受け入れつつ、サービス担当者会議を重ね、B氏の意見を尊重して、実家に帰るにはどのような段階を踏むべきかを考えていった。また、B氏の思いとして、しっかりと働きたいということから、就労を目標として、①ハローワークの同行、②A型就労継続支援事業所の見学、③面接等の付き添いなど、B氏が自分でしたいと考えたことを尊重して寄り添うことを心掛けた。

ネットワークによる連携と協働（岩間 2012：18）：C市では、地域の学校に通学する場合、移動支援は利用できない。しかしながら、地域の学校に通う障害を持つ子どもも多く、ほとんどの場合保護者が送迎をしている。仕事を持つ保護者が朝夕の送迎をする負担を考え、何か方策はないかと、社会福祉協議会のボランティアビューローに相談したところ、丁度新設されたC市の学校支援ボランティアという制度にたどり着いた。年度末で、市の担当者、学校の教頭がともに異動という事態もあったが、何とか話が現在の教頭にまで通り、ボランティアを担当する人を探すまでに至っている。

5. 考察

計画相談を担うにあたり、エンパワメント、自己決定、ネットワークについて考察した。また、ほかに、福祉サービスではない形の社会参加を模索し、通所介護のボランティア先を探したこともあり、職能団体の力は大きく作用した。しかしながら、アセスメントに関して、ノーマティブニーズにとらわれる傾向もあり、下肢障害のある人に、手すりが必要であるとの考えが先行し、無用であった例もある。このようなことから、自己を過信せずに援助に向かうことが肝要であり、実践を振り返ることや、同職者等との相談・助言も重要である。また、「一つの事例が地域を変える」（岩間 2012：42）というアプローチも求められ、自立支援協議会の果たす役割も大きい。

相談支援専門員協会(2012)「サービス等利用計画作成サポートブック」 https://www.city.otaru.lg.jp/jigvo/fukusi_kaigo/soudan_sien/index.data/sapoto-book.pdf 2017年6月12日閲覧、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」2012年3月30日 障発 0330 第22号、木下康仁(1997)「質的研究法による高齢者のケアサービスの研究」『季刊・社会保障研究』Vol.33、No.1、64。岩間伸之(2000)「ソーシャルワークの根源を何に求めるか」『21世紀への架け橋：社会福祉のめざすもの』中央法規出版。岩間伸之(2012)『地域福祉援助をつかむ』有斐閣。